

平成 29 年 9 月 29 日

# 「仮想通貨に関するトラブルにご注意ください!」 の公表について

仮想通貨に関するトラブルに対する注意喚起を、金融庁、消費者 庁、警察庁合同で、本日、別添のとおり公表しましたのでお知らせ いたします。

### <ご参考> 消費者庁ウェブサイトURL

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/caution\_001/
index.html

本件に関する問合せ先 消費者庁消費者政策課

澤野、塩崎、吉田

TEL: 03(3507)9188 (直通) H P: http://www.caa.go.jp/

# 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください!

平成 29 年 9 月 29 日

金融庁 消費者庁 警察庁

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、 別添の注意点に気を付けるようにしてください。

また、これまでに寄せられている主な相談事例を紹介しますので、仮想通貨に関する不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、「困ったときの相談窓口」にご相談ください。

# <仮想通貨の概要についてはこちらのウェブサイトへ>

《金融庁ウェブサイト》

http://www.fsa.go.jp/policy/virtual\_currency/index.html

《消費者庁ウェブサイト》

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/caution\_001/index.html

# <困ったときの相談窓口>

《仮想通貨を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

●金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日 10:00-17:00

※IP 電話・PHS からは、03-5251-6811 におかけください。

#### 《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!)

※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。 相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

# ●警察相談専用電話 #9110 又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15(※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応)

# <これまでの主な相談事例等>

#### 【信用性に関する相談】

- ○仮想通貨を購入したが、購入先から購入が完了したというメールが来ない。 詐欺かもしれないのでお金を取り戻してほしい。
- ○インターネットで見つけた仮想通貨事業に参加した。当初の話と違い信用できない。解 約を申し出たが、回答待ちにされ不安。詐欺ではないか。
- ○知人から1日1%の配当がつくと紹介されて、1000万円で仮想通貨を購入し海外の投資サイトに預けたが、閉鎖されてしまった。

#### 【解約、返金に関する相談】

- ○今、仮想通貨を買っておけば大儲けができると知人に紹介された。自分でネット通販業者に電話して数十万円送金した。しかしその後仮想通貨が流通開始される期日が来年になると知った。説明内容と違うのでこの事業者に電話し解約返金するよう要求した。業者は返金すると答えたが、期日は示してくれなかったので不安。
- ○資産形成のための情報商材を買ったことがきっかけで、販売者から仮想通貨の購入を勧められ 600 万円を投資。全額の返金希望。
- ○SNS で知り合った A 氏から儲け話を持ち掛けられた。仮想通貨に投資すれば儲かるという話だった。運営の組織 B を紹介され、組織の銀行口座に 100 万円を振り込んだ。A 氏や組織 B の住所は分からない。A 氏のメールアドレスしか分からない。契約書などは一切ない。以上のことから、契約の実体がないのではないかと考え、騙されたのではないかと不安になった。A 氏にメールで返金を申し出たところ、B に聞いてみると返信が届いた。その後、何度、メールをしても返信が一切ない。どうしたらよいか。

#### 【システムやセキュリティに関する相談】

- ○大手の仮想通貨取引事業者とインターネットでの仮想通貨取引を行っている。仮想通貨 を売却したが自分の口座に振り込まれない。
- ○仮想通貨の口座に不正アクセスされ、10 分ほどのうちに預けていた 280 万円のほぼ全額が盗まれた。取引所が補償してくれず困っている。
- ○インターネットで見つけた仮想通貨取引所で、5万円分の仮想通貨を購入した。自分の 口座を誰かが勝手に操作し、第三者に送金したようだ。

#### 【事業者の対応に関する相談】

- ○仮想通貨取引所に登録し、4日前に入金したが、いまだに入金情報が反映されていない。 問合せの対応も悪い。対処法、苦情対応窓口はあるか。
- ○仮想通貨で送金手続の申込みをしたが、相手に送金されず、「手続中」のままである。 事業者に問い合わせているが対応が悪い。対処法は。



# 仮想通貨を利用する際の注意点

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。 インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落し、損をする可能性があります。
- ○仮想通貨交換業者 ※は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。
  - (※) 仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、 取引内容やリスク(価格変動リスク、サイバーセキュリティ リスク等)をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。 仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したり する詐欺や悪質商法にご注意ください。